



国内の廃プラスチック類の処理に関する状況調査結果

～令和5年度～
(概要版)

令和6年3月

環境省 環境再生・資源循環局

1. 調査の概要

背景と目的

- 平成29年末以降の外国政府による使用済み廃プラスチックの輸入禁止措置、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大及び令和3年1月に発効したバーゼル条約附属書改正等による、国内の廃プラスチック類処理への影響を把握するため、都道府県等及び廃棄物処分業者に対し、アンケート調査を行った。

これまでの調査

- 平成30年8月から令和4年11月までに、計7回にわたり実施。
- 産業廃棄物に係る廃プラスチック類処分施設の処理量、稼働率及び保管率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって大きく低下していたが、その後上昇し、輸入禁止措置直前（平成29年末）の水準に戻っていたことが確認された。

今回の調査方法

- 都道府県及び廃棄物処理法で定める政令市（以下、自治体）並びに廃プラスチック類の産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）の許可を有している優良認定業者（以下、処分業者）を対象にアンケートを実施。
- 実施時期：令和5年12月（令和5年11月末時点の状況について回答依頼）

	自治体向け	処分業者向け
アンケート対象数	129 (都道府県 47、政令市 82)	805者
回収数 (回収率)	129 (100.0%) (都道府県 47、政令市 82)	252者 (31.3%) 【361事業所】

2. 自治体アンケート結果①

不法投棄及び保管基準違反（保管上限の超過）の状況

調査対象時期：令和4年11月末（前回調査時点）～令和5年11月末（今回調査時点）

- 諸外国による廃プラスチック類の輸入規制に起因する可能性のある廃プラスチック類の不法投棄事案（投棄量10t以上）は、確認されなかった。
- 産業廃棄物処理業者等の廃プラスチック類の保管基準違反（保管上限の超過）は、10件（9自治体）確認された。
これらの事案については、当該自治体において、指導等により改善済み又は指導等対応中。

不法投棄・保管基準違反の概要

	件数	廃棄物種類	発覚契機
不法投棄 (10t以上/件)	なし	—	—
保管基準違反 (保管上限の超過)	10 (9自治体)	廃プラスチック類（プラパレット、 ペットボトル、農業用廃プラ 等）	立入検査、匿名通報・ 投書等

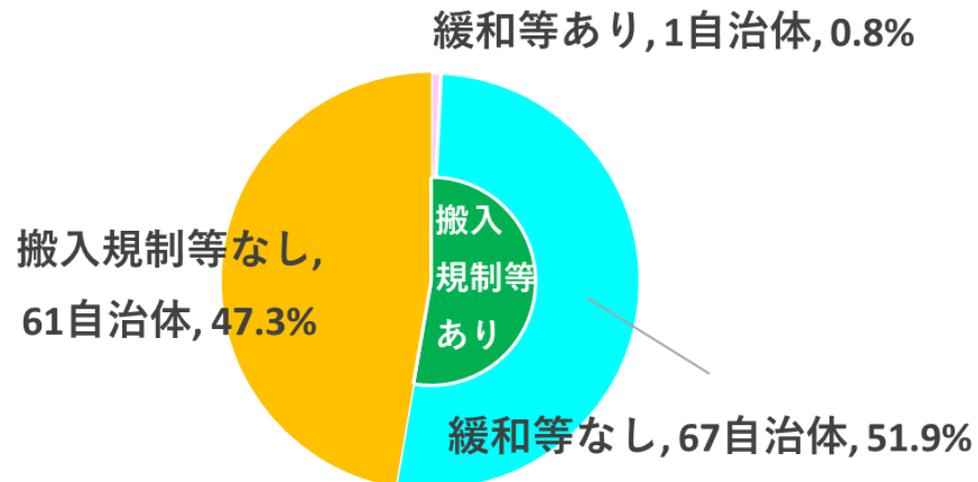
2. 自治体アンケート結果②

搬入規制等の緩和等の状況

調査対象時期：令和4年11月末（前回調査時点）～ 令和5年11月末（今回調査時点）

- 令和元年5月20日付け廃プラスチック類通知※を踏まえ、**1自治体**が廃プラスチック類に関して事前協議等による域外からの**搬入規制等の緩和等を実施**していた。
※ 環境省 廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長 通知「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」（以下、同じ。）
- 搬入規制等の緩和を実施した自治体では、要綱・手引等の改正を行った。
- 搬入規制等の緩和等の内容は、「事前届出・協議等の廃止」であった。

廃プラスチック類の搬入規制等の緩和等の実施状況



2. 自治体アンケート結果③

不法投棄の監視強化の状況

調査対象時期：令和4年11月末（前回調査時点）～ 令和5年11月末（今回調査時点）

- 令和元年5月20日付け廃プラスチック類通知を踏まえ、11自治体が、廃プラスチック類に係る不法投棄の監視強化を実施していた。
- 監視強化の内容は、「監視カメラの設置台数の増加」、「巡回パトロールの強化」及び「啓発活動（看板の設置）」等であった。

省令改正による保管上限引き上げの状況

調査対象時期：令和4年11月（前回調査時点）～ 令和5年11月末（今回調査時点）

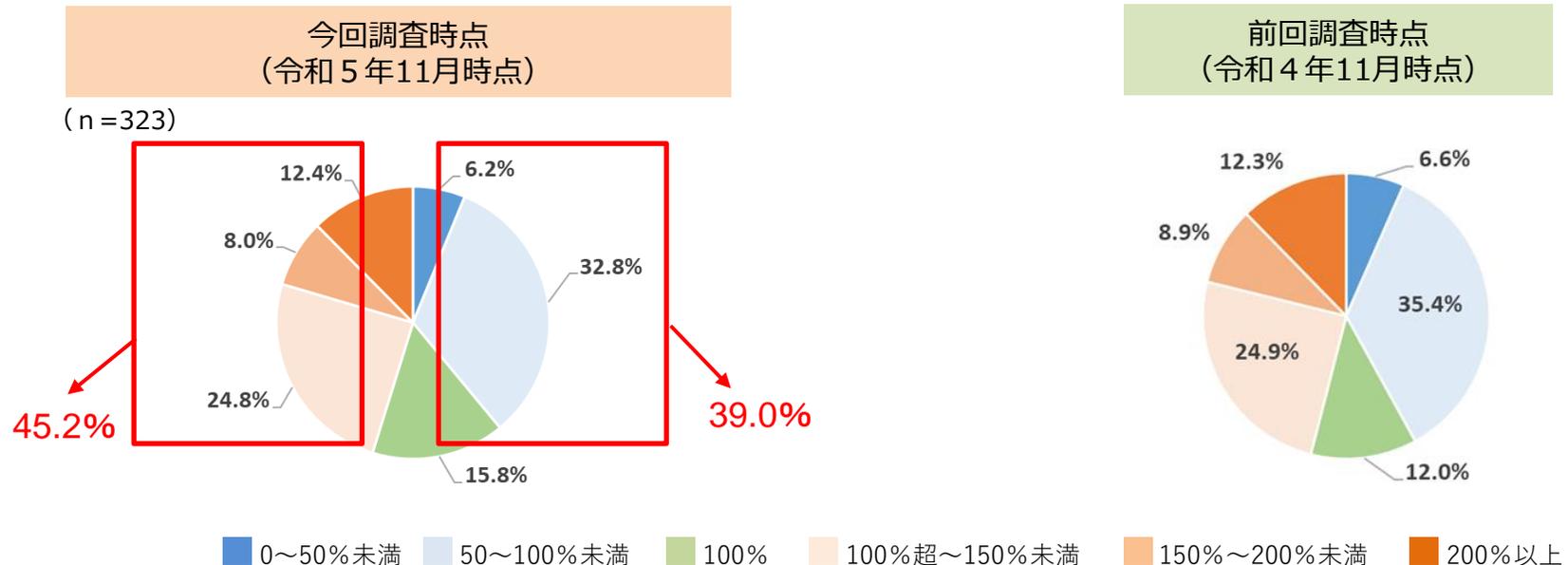
- 令和元年9月の省令改正により、優良産廃処理業者の廃プラスチック類の保管上限が14日間から28日間に引き上げられたことを受けたことによる保管上限の引上げに伴う届出はなかった。

3. 処分業者アンケート結果①

廃プラスチック類の中間処理施設の処理量比の状況

算出方法：(今回調査時点の処理実績)/(平成29年末の処理実績)×100

- 中間処理施設における、輸入禁止措置直前（平成29年末）と比較した処理量の増減を集計したところ、「今回調査時点(令和5年11月)」では、()内は前回調査時（令和4年）の値）
増加した施設の割合 **45.2%**（前回：46.1%）
減少した施設の割合 **39.0%**（前回：42.0%）であった。
- 「今回調査時点(令和5年11月)」では、前回調査時と同様に、減少した施設の割合より増加した施設の割合の方が優勢であった。

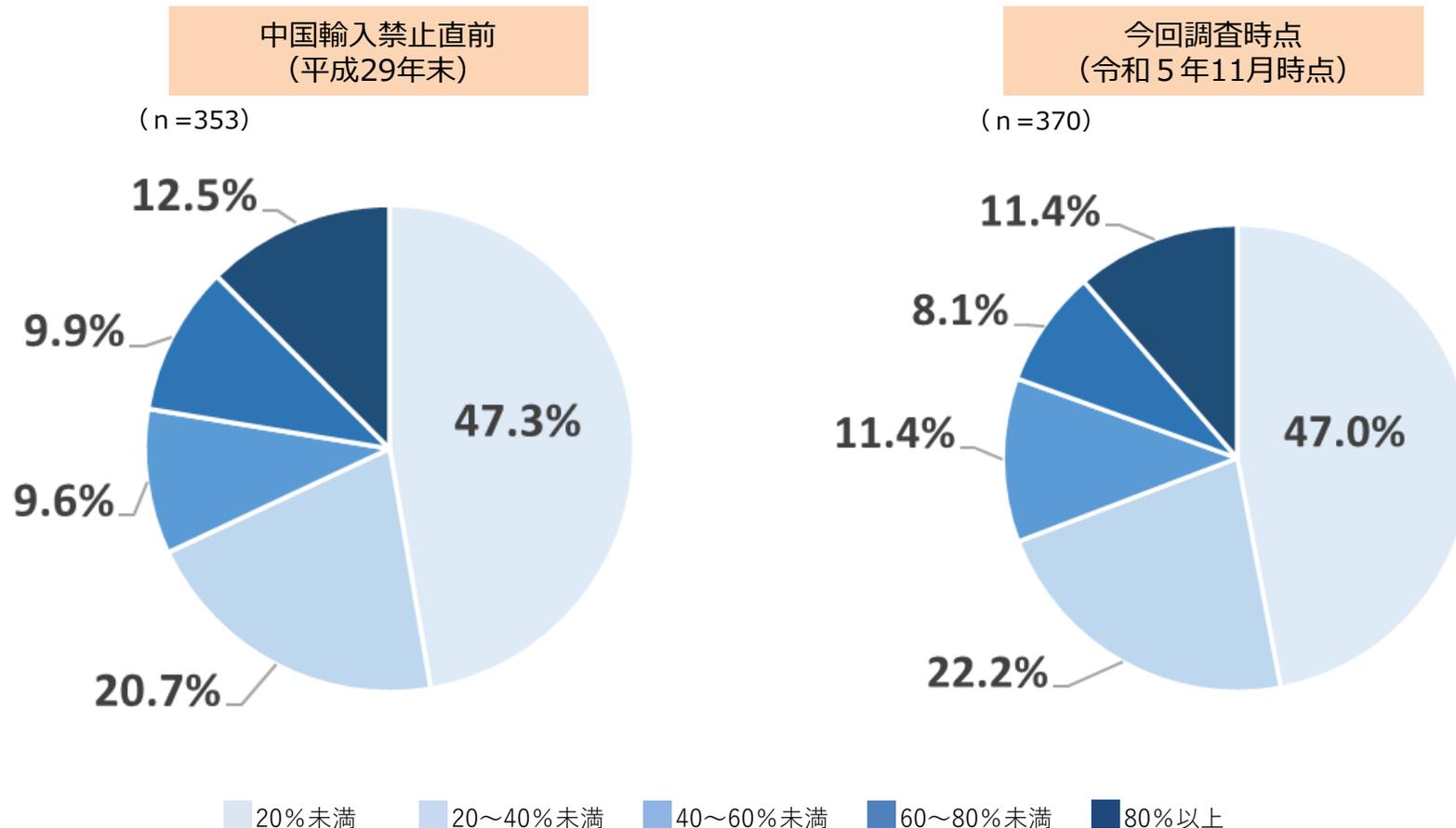


3. 処分業者アンケート結果②

廃プラスチックの中間処理施設の稼働率の状況

算出方法：（今回調査時点の処理実績） / （処理能力） × 100

- 中国輸入禁止直前（平成29年末）における、稼働率が80%以上の中間処理施設の割合は、12.5%、今回調査時点における割合は、11.4% であり、稼働率はほぼ同等であることが確認された。

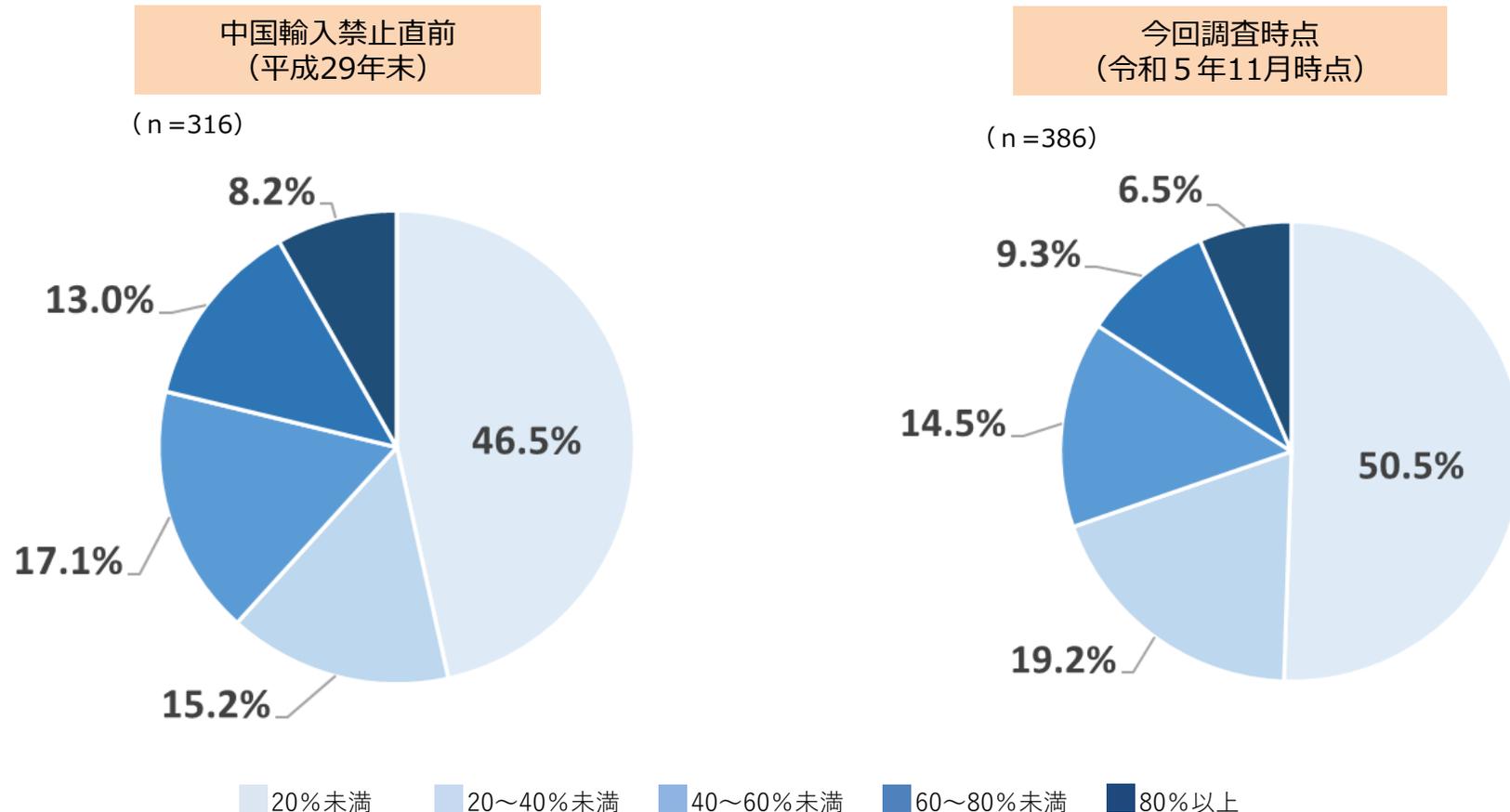


3. 処分業者アンケート結果③

中間処理施設における廃プラスチックの保管率の状況

算出方法：（今回調査時点の処理実績） / （保管容量）

- 中国輸入禁止直前（平成29年末）における、保管率が80%以上の中間処理施設の割合は、8.2%、今回調査時点における割合は、6.5%であり、保管率が80%以上の中間処理施設の割合は低下していることが確認された。



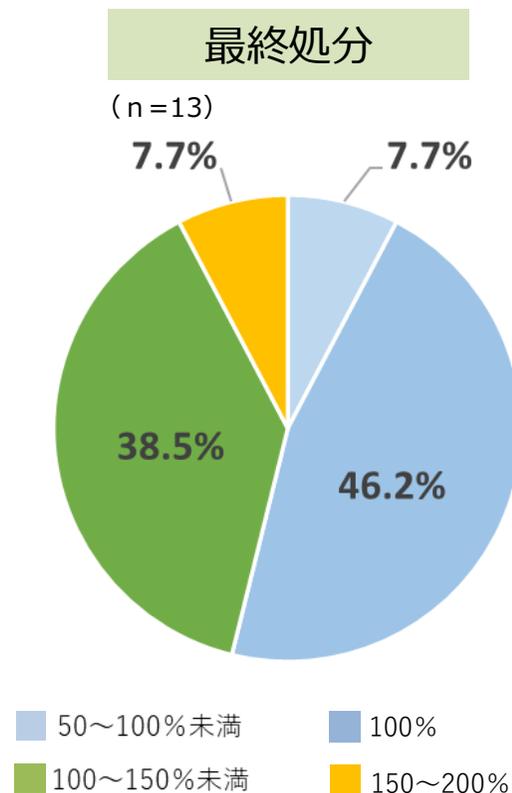
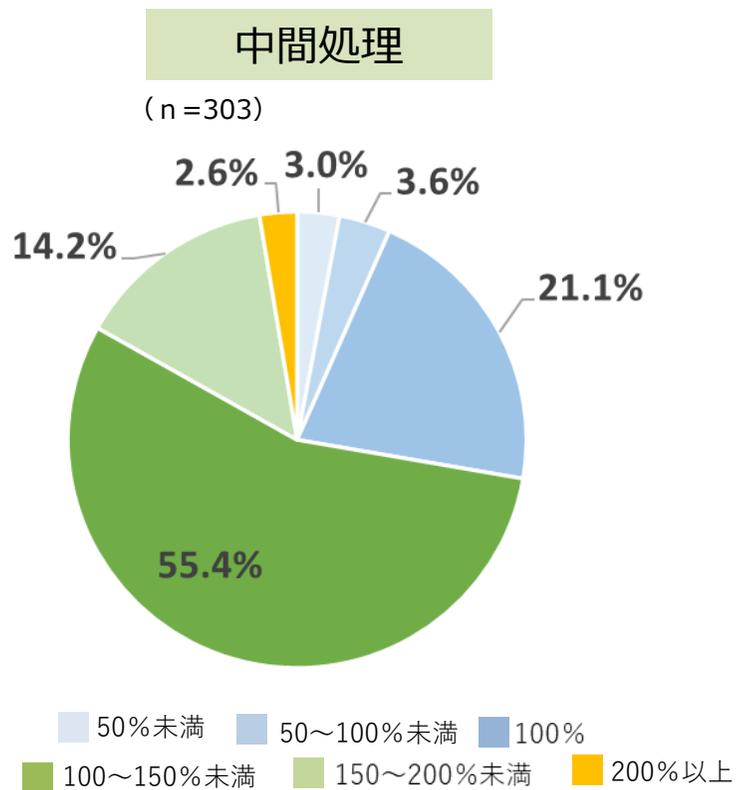
3. 処分業者アンケート結果④

処理料金の変化の状況

調査対象時期：平成29年末（輸入禁止措置）時点と令和5年11月末（今回調査時点）

○輸入禁止措置直前（平成29年末）に比べて、処理料金が増加した（処理料金の比が100%超）と回答した事業所は、中間処理業の72.2%、最終処分業の46.2%であった。

処理料金比



3. 処分業者アンケート結果⑤

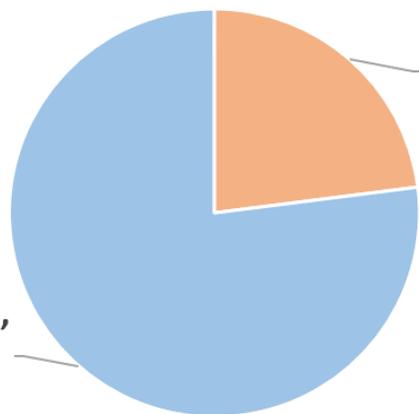
バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)による影響等

調査対象時期：令和4年11月(施行)～令和5年11月末(今回調査時点)

- バーゼル条約附属書改正等(令和3年1月1日施行)により、受け入れる廃プラスチック類の受入量や性状等に影響があったと回答とした処分業者の割合は23.0%であった。
- 影響があった場合における、影響の内容としては、「処理相談の増加」、「処理実績の増加」、「汚れ・異物混入ありの受入の増加」、「汚れ・異物の混入による受入拒否の増加」の順に多く、その他としては「最終処分先への搬入が制限された」、「廃プラ類が入手しにくくなってきている」、「サーマルリサイクルが増加した」等があった。

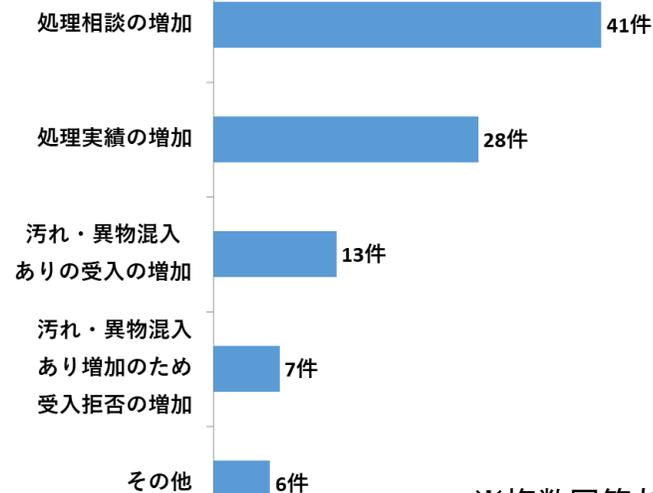
影響有無

(n=248)



影響があった,
57件, 23.0%

影響内容



※複数回答あり

4. 調査結果の総括等

【今回の調査結果の総括等】

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、大きく低下していた産業廃棄物に係る廃プラスチック類の処理量、処分施設の稼働率及び保管率は、輸入禁止措置直前（平成29年末）の水準に戻っていたことが確認された。
- 外国政府による使用済み廃プラスチックの輸入規制措置をうけて、平成30年度から実施していた本調査は、国内の廃プラスチック類の処理状況が当該措置前の水準に戻り、その後、その状況が継続して維持されていることから、今回の調査をもって終了する。
- 今後は必要に応じて、廃プラスチック類の処理状況や不法投棄等に関する実態把握及び自治体等への情報共有を進めていく。